

各認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

新型コロナウイルスの感染防止に向けた認知症対応型共同生活介護事業所における運営推進会議を活用した評価の取扱いについて（通知）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに併せて感謝申し上げます。

さて、本市における新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を鑑みた運営推進会議等の取り扱いについては、2020年（令和2年）2月28日付け福介護第563号通知でお示ししている通りですが、認知症対応型共同生活介護事業所における運営推進会議を活用した外部評価の取扱いについては当面の間、次のとおりとします。

1 認知症対応型共同生活介護事業所における運営推進会議を活用した外部評価の実施について

2021年度（令和3年度）制度改正により、外部評価については、外部評価機関の他に、運営推進会議でも受けることが可能となりました。

運営推進会議を活用した外部評価については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、運営推進会議等を中止することによって、基準にある「運営推進会議等において第三者の観点から外部評価を1年に1回以上行うこと」を満たさなくなった場合でも、当該年度分は基準違反とはしません。中止に至るまでの経過、内部協議の内容、最終判断等を必ず記録するとともに、本件事案の終息等により運営推進会議等が実施可能となった時点で速やかに実施してください。

また、外部評価機関による外部評価も選択肢として存在することを念のため申し添えます。

2 留意事項

現段階で本件事案の終息の時期が不明であることから、本件通知内容の有効期間は「当面の間」と記載しております。終期については、状況を総合的に勘案し別途通知します。

また、この通知に記載の内容は福山市としての判断内容を含んでおり、適用範囲は福山市から指定を受けている事業所のみとなります。他市町等に所在の事業所または、他市町等から指定を受けている事業所にあつては、当該市町や指定権者等にお問い合わせください。

（問い合わせ先）

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指導担当
電話 084-928-1232